

米子市建設工事等入札・契約審議会会議録（平成24年度第2回）

日時 平成25年2月8日(金) 午後3時30分
場所 米子市役所本庁舎401会議室
出席者 委員 竹下靖彦(会長代理) 西村正男 奥田正雄 中村富士子
事務局 入札契約課 奥谷課長 宮松課長補佐 山浦主幹
工事所管課 水道局 計画整備課 施設課 環境事業課 文化課
建築住宅課 維持管理課 土木課 農林課

議題 平成24年度上半期の入札契約の運用状況について審議

議事内容

[午後3時30分開始]

事務局

では、定刻になりましたので、審議会を開催させていただきたいと思います。

本日の委員の方々のご参加の状況につきまして報告させていただきます。田原委員様は、風邪のため急遽欠席というご連絡を今朝いただきました。また、松原会長様でございますが、本日、米子市ではご覧のように雪であります、鳥取市では、さらなる積雪があり交通事情が非常に悪くなっています、松原会長様が午前中の御用を終えられてから米子市に来られることは困難でございます。

つきましては、本日の審議会は、竹下会長代理様の司会進行でお願いしたいと思います。（竹下会長代理が司会席に移動）

なお、本日の会議資料につきまして、いつものように事前に郵送させていただいておりましたが、一部訂正がありましたので、その部分を差し替えということで配布させていただきます。

さらに、本日の審議案件として、クリーンセンター関係が竹下委員より抽出されておりましたが、その際のご理解を進めるために参考資料として、クリーンセンター設備の図面資料も参考として配布させていただきます。

では、恐れいりますが、この後の司会につきましては、竹下会長代理の方でお願いいたしたいと思います。

では、これより会の審議を始めさせていただきます。

本日は、開催が遅い時間ではありますが、審議案件も少ないようですので、17時までには終了したいと考えておりますので、ご協力を願いいたします。

本日の議事予定にある順で進行したいと思います。はじめに、平成24年度上半期の発注状況、そして運用状況について、そして最後にその他ということですが、この最後のその他について、事務局としてはなにか予定がありますか？

この項目については、制度改正も特になかったことから、このたびは予定しておりません。

事務局からはないということですが、委員の方からはなにかありますか？

ないようですので、では、はじめに平成24年度上半期の発注状況について、事務局から報告をお願いいたします。

では、報告させていただきます。

配布させていただいた資料の1ページ目に種類別統計結果を載せておりますが、過去との比較で説明をしますので2ページ目をご覧いただきながら聞いていただきたいと思います。

工事入札については、上半期では104件実施いたしました、平均落札率が91.7%です。これは、前年度下半期93.2%よりは低下しております。

この低下した要因ですが、推察されるものとして、元々、前年度下半期の93.2%というのは例年よりも高いものでした。これは、前回の審議会でも報告させていただきましたが、台風12号の被害箇所の復旧工事が、地元業者数に比して一時期に大量発注され、入札しても参加者がいない又は少ないという状況の中、入札としての競争性が例年よりは低下したのが原因と思っております。今回、そのようなある意味特別の事情のある時期を過ぎたもので、例年の競争性が高い状況に戻り、落札率が低下したものではないかと考えております。

工事の随意契約分については、95.7%が94.8%に低下しておりますが、随意契約案件というものが、特定の業者しかできない案件ということからも、一般的に上がり下がりの要因がこれと決め付けることができず、数字の報告だけとさせていただきます。

次に、委託契約についてですが、入札分について60件で平均落札率が、93.3%から94.2%に若干上がり、随意契約分については、23件で平均落札率が95.7%が95.1%に若干下がっております。これらの変動については、若干ということもあり、特段に説明できる要因はないものであります。

以上が、発注状況の概要についての説明であります。

では、今の事務局からの報告について、委員の皆さんからのご質問がありますでしょうか？

特にないようですので、私から質問をさせてもらいますが、今の落札率の説明では、単純落札率のもので、表にある加重平均落札率（金額ベースでの平均落札率）では、今回は93.2%になっており、これは過去最高のものになっている。これについての分析はされているのか？

この点については、最低制限価格の設定ラインが90%程度のものにしたことによる上昇と理解しています。

では、次に委員の皆さんから個別に抽出していただいた案件について、審議していきたいと思います。

No.3「大篠津皆生幹線その16工事」についてですが、これは予定価格が約2億9千万円という高額案件であるが、結局はくじ引きで落札者が決定となっている。この理由は？

私も、この案件を抽出させてもらいましたが、入札した19社が全くの同額ということになっている。本当にこんなことは可能なのだろうかという思いをいつも持っている。まず、この金額は端数というものはあるんでしょうか？端数があれば、そこまで同額ということはないですよね。

くじ引きになった理由の説明の前に、端数についてですが、このお尋ねの端数というのは入札金額についてのことと思ってよろしいでしょうか？（そうである、と回答）

入札金額については、特に決まりがないため、1円単位で記入されても無効扱いとはしておりませんが、予定価格の基になる設計金額は、税抜き時点で千円単位で設定しますし、入札金額は税抜価格を記入してもらうことになっていますことから、通例、入札書に書かれる金額は、千円単位のものがほとんどです。

次に、その入札金額についてなぜ同額のものが出てくるのかということについての説明をさせていただきます。

これまでのこの審議会で説明させていただいたことと重複すると思いますが、土木工事については、積算体系や経费率など設計内容については、かなりくわしく公表されております。また、以前にも配布させていただきましたもので、改めて今資料配布させていただきますが、積算方法というものは一定のルールがあり、その資料をご覧いただくと、直接工事に諸経費を上乗せしていくことが基本となっております。

そして、米子市の工事入札においては、予定価格及び最低制限計算式は事前公表をしていることからも、積算能力の高い業者の場合には、逆算計算をして最低制限価格ラインの推察が可能であります。

そのため、土木工事のように公共工事が減少していく中で、受注しようと思えば、失格しないレベルでの低入札、すなわち最低制限価格ラインと同額での入札金額にどうしても集中してしまう傾向があります。

なお、最低制限価格ラインに集中すると申し上げましたが、いつも同額ということでなく、時には千円違いとか千円単位での相違が出てる入札金額もあります。

これは、逆算計算は可能と言いましても、諸経费率は、コンマ何%で設定されていることから、設計途中の端数処理が読みきれないこともあるもので、その結果、最低制限価格を千円下回って失格ということも珍しいことではありません。また、直接工事費の中には、諸経費対象としない物件が含まれるケースもあり、そのような場合にも逆算計算が出来ず、最低制限価格が推察しにくいという場合もあります。

そういうことから、積算能力が高い業者の場合、最低制限価格と同額となりやすく、今回のこの工事は、地元業者と全国エリアの業者とのJV案件で、積算能力は高い参加者であったことから、このようなことも生じたと推察しております。

なお、今回の入札は、結果として最低制限価格ラインの千円上のところでの全社同額でしたが、これは先ほどお話したように推察したラインでも千円違いの可能性は絶えずあることから、失格する可能性をなくすため、安全策を探ったとも言えると思っております。

参考のために、このときの入札会の雰囲気を説明させていただくと、当日は、入札書は郵送されてきており、それを読み上げる前に、最低制限価格をその場で公表しております。今回は、2億5799万1000円でしたが、入札された方は、全員自社がそれより千円高いということを当然理解している中、最低制限価格ラインどんびしやの会社がいれば落札できないなあという気持ちで、ずっと読み上げられる入札金額を聞いておられたと思います。最後の19社目を読み上げたときは、会場中から、「ウォ～」とか安堵感の声が一斉にあがり、いつも違った雰囲気のものであったことを、よく覚えております。

それから、この同額での入札金額があった場合には、よく談合がされていたのではないかというご質問を受けることがあります。この点については、談合できるような状況であれば、もっと利潤の出るような金額で調整されるのが自然であり、このような最低制限価格ラインでの価格提示はしないものと考えております。

今の説明では、最低制限価格ラインの推察がしやすいからということであるが、それは全部の工事について言えると思う。しかしながら、全部がくじ引きということではない。なぜこの工事がくじ引きであったのかということが疑問で抽出したものであるが、その点についてはどう考えるのか？

たしかにご指摘のとおり全ての工事についてくじ引きという現象が発生しているものではありません。

ただ、今回の工事が土木工事であったということが最も大きな要因であると考えております。建物の建築工事については、耐震工事とかを始め民間工事がまだまだある状況ですが、下水道工事のように土木工事は公共工事として発注され、その発注件数は全国的にも減少方向であり、受注競争というものは年々激しくなってきていることが背景にあると思っております。

私としては、1社でも下回っているなら理解できるが、全社同額というのはどうかと考えるが・・・。

私も長い間この審議委員をさせてもらっているが、19社もの数の会社が高額案件で全く同額だという例は覚えがない。市民目線からするとどうかと思われる。

この案件は公募型での入札だが、これも指名？希望者全員が指名？

公募型指名競争入札という名称にしているが、実態としては、入札参加条件を満たしているか審査して満たしていれば全員を指名しています。

この案件については、異質な感じもするので、時間をかけてでも審議したいと思いますが・・・

ひとつ聞いていいですか？

さっきの説明で、積算を各業者をするということで、その積算ソフトというの、数字を入れると逆算計算して、最低制限価格というのが算出できるものなんでしょうか？

この積算ソフトについては、各メーカーごとで特性があると聞いています。積算ソフトですから、当然のことながら、ひとつひとつの必要経費を積み上げて工事費用を算出する機能はありますが、最近では、逆算計算機能を売り物にしたものもあるようです。

そのためか、入札結果で最低制限価格を下回って失格者がでたような案件については、その積算内容について、情報公開請求が市に出されてくる事例がいくつあります。推測ではありますが、このようにして逆算計算機能の精度を上げようとしておられるのではないかと思います。

その積算ソフトについてですが、似たりよったりの金額が出てくるというのは、どのように積算したらとか操作などの講習はあるんでしょうか？

各メーカーがどのように対応しているかは承知しておりませんが、少なくとも、市の方からわざわざ積算方法を講習するということはしておりません。

本来、市としても、採算が取れるかどうか分からぬ最低制限価格ラインでの価格競争に誘導することではなく、各社が適正な利益も含めた積算結果による価格競争が、適正な入札と理解しておりますので、最低制限価格ラインを積極的に算出することを助長することはしておりません。

今の話で各社はパソコンで積算をしているはずなのに、私としては、毎回、言っておりますが、今回も工事内訳書について、いまだに手書きで出してきているところがあり、これは不自然だと改めて申し上げたい。

特に、手書きでしか出せれない会社もあるかもしれないが、同じ会社でありますから、ある入札案件は手書き、ある案件ではパソコンという形で混在している事例もある。

私としては、もうそろそろこの件については審議会答申として、手書き禁止を提案を次回ぐらいに提案してみてもいいと考えている。

西村委員

事務局

西村委員

竹下会長代理

事務局

竹下会長代理

奥田委員

事務局

奥田委員

事務局

竹下会長代理

竹下会長代理

それでは、次の案件に移りたいと思いますが、No.5 「両三柳枝線その30工事」についてです。これは、私が抽出したものですが、この入札調書では、失格者の他に辞退者もいることが分かる。しかしながら、抽出案件を探すときの元々の一覧表には失格者のみで辞退者がいるかどうか分からぬものになつてゐる。そのため、次回からは辞退者が何人いた案件か分かるように表を作成してくれることを要望します。

ところで、このNo.5の落札率は90.4%だが、私が予定価格と入札金額で計算すると別の数字になるが、予定価格とは税込み金額？

予定価格は税込価格ですが、入札金額は税抜きです。そのため、税抜き同士で計算していただくと落札率が出ます。

次に、No.22 「内浜処理場2号脱水機機械設備改築工事」で、これも私が抽出したものです。

これも、大手なのに工事内訳書が手書きで出されているものです。この点を指摘しておきたいと思います。

次に、No.23 「皆生処理場1系水処理電気設備改築工事」です。

これは、高額案件なのに、入札参加者がなぜ1社しかなかったのか聞きたいと思います。

この案件についてですが、工事内容として、元々ある電気設備の監視制御装置の追加工事のものです。そのため、元々設置してある電気設備との整合性が問われることになり、その点で既設設備メーカーの東芝しか参加しなかつたものと考えております。

なお、工事内容として、では東芝以外にできないかと言われると、他社でも東芝に技術指導料とかを支払えば理論上受注可能ということから入札にしたもので、一昔前でしたら随意契約案件として発注したケースですが、門戸をひろげ入札という形式を探った上の結果と理解しております。

次にNo.34～37はクリーンセンターに関係した案件です。

クリーンセンターの問題がよく分かるように担当の方にお願いして、どこの部分を改修したのか、特にバグフィルターの場所がどこなのか分かるように配置図面を用意してもらいましたので参考として見ていただきたいと思います。

これらは随意契約でしていく、従前、予定価格との比較で高い率で契約をしているものです。ただ、今回は福島製作所との契約のクレーンバケット整備工事については、90%を切る形になってはいるようですが。いつも高いから安くしてくれたかどうかは分かりませんが。

しかしながら、今回の資料では、どこの部分が修繕対象なのか「一式」となっているので分からないものになっている。前回は、具体的に分かる形で資料を用意してもらったのに、これでは内訳が分からず分析ができない。

すみませんが、今回のクリーンセンターについては何件かの案件を抽出していただいてますが、今、ご指摘の件はどの工事についてでしょうか？

今回は、バグフィルター関係とかクレーン関係、バケット関係とか抽出したが、どれも工事内訳書には一式と記載されている部分がある。前回とかでは、この内容がもっと詳しく分かる資料で特記仕様書とか材料内訳書とかを用意してもらったが、今回の書き方では前回との比較ができないということである。

前回の用意させていただいた資料についてですが、その前の審議会で次の会議には用意すべきものとして具体的に挙げられていたものを配布させていただいた結果のものでした。

今回は、そのようなご指摘がなかったことから、事務局としては、前回限りのご要望かと思ってしまい、用意をしなかったものです。本日は申し訳ありませんが、この会場に資料を用意しておりませんので、配布ができませんが、別に隠すつもりもありませんので、また後日用意をしたいと思います。

またよろしくお願ひします。

では、次に行きたいと思います。

No.53 「福生東小学校屋内運動場改築建築主体工事」、No.54 「福米中学校校舎増築建築主体工事」、No.55 「箕蚊屋小学校屋内運動場改築建築主体工事」、No.76 「市立図書館、市美術館整備事業建築主体工事」についてです。

これらは、共通したような工事ですが、入札参加者として、4グループ（JV）しかできないものなんでしょうか？1グループ（JV）が2つの工事を落札してしまった場合、一度にできるものなんでしょうか？自分たちで振り分けてしまうようなこともあるんじやないのでしょうか？

なお、No.76だけは3グループになっていますが・・

まず、建築工事でのJVの組み方について先に説明させていただきます。

事務局

竹下会長代理

事務局

竹下会長代理

事務局

竹下会長代理

事務局

竹下会長代理

中村委員

事務局

市としては、工事の発注金額に応じて、単独企業にするとか、2社JVにする又は3社JVにする、その際にはA級業者が条件とかの入札参加条件については事前に設定しております。口だけでの説明では分かりづらいものですから、今からその条件表を配布させていただきます。

では、その資料をご覧いただきたいと思いますが、2億円までの工事は単独企業を対象とし、2億から4億円までなら市内A級又はB級による2社によるJV、4億円以上なら3社によるJVというような形で入札参加者を募るようしております。

従いまして、今回の案件について、No.53、54、55は2社のJV、No.76は3社のJVということになりました。

現在、米子市にはA級業者が12社あり、JVの代表者はA級であることと条件づけをしております。その上で、制度としては代表者以外の構成員はB級業者の方も有資格者としておりますが、現実問題として、A級の方がパートナーを組もうとされるのは、別にB級の方を悪く言う意味ではありませんが、自分と同等の能力・実績のあるところを相手方とされる傾向が強いことから、実質A級同士でのJV構成となります。

そのため、A級が12社しかない中、理論上、2社JV案件でしたら6JV、3社JV案件なら4JVが参加者数の上限となります。もちろん、これは理論上のことで、各A級業者の立場として、他の工事受注状況により、今回の市工事に技術者を配置できる余裕がない場合には参加を見合わせることから、今回のような参加JV数になることがよくあります。

なお、技術者配置の余裕ということで申し上げましたが、No.76の図書館・美術館の工事の入札説明書の入札参加条件表で参考例を説明させていただきますが、配置すべき専任技術者の方は、監理技術者証を保有し、今回の工事対象面積の半分程度以上の規模の建物工事施工実績のある方とかの条件を設定しております。しかし、これだけの条件を満たす技術者の方は、当然、他の民間工事又は国、県の工事にも従事できるだけの能力のある方なので、入札発注時点で、既に他の工事に就いている又は就く予定とか、各企業の経営上の考えの上で判断されるようです。

その上で、1つのJVが複数工事を落札すると施工が難しくなるから、中で話し合い、つまり談合がされているのではないかというご懸念ではなかったかと思いますが、この点については、談合というのが、業者内部での隠されて行われることなので、市として確証がつかめていない時点では、談合があったとはつきりお答えができないものでありますので、ご了承ください。

よろしいでしょうか。このNo.53、54、55は入札が10分刻みで執行されていますが、同じ業者が2つ落札したとしても、それは施工できると考えておられるのでしょうか？

大型工事案件ですので、別々の日に順次入札執行するというのも方法かもしれません、この大型工事案件は同時に議会の議決案件でもあることから、議決予定日から逆算して入札をする必要があることから、別々にする時間的余裕がないといのが現実です。

その上で、もし複数件工事を一度に落札した場合どうするのかということのご質問ですが、入札参加ができるというなら任せるというのが基本的な考え方です。

ただし、技術者の保有状況で1つの工事しか受注できないことが初めからわかっている業者の方もおられます。このような場合、どれか1つの入札に的を絞って参加してもらうのも方法ですが、それが落札できるかどうか分かりませんので、一応、3本の入札案件全部に参加したい、その上でその内の1件だけ落札できたら、残りの入札は辞退することができるよう運用しております。

これは、重複技術者配置予定届として、事前に入札参加希望をされた時に市に申し出てもらえば、そのような形、すなわち1本落札したら、次の入札は申し込んでいても辞退扱いにするという形、今回の場合は郵便入札で既に入札書は郵送されてきていますが、それは開封しない今まで、以後の入札を進行せることができます。

入札し落札した後に辞退することはだめなのか？

落札後に辞退するということは、その入札について結果として落札者を決定できないことになりますので、入札妨害扱いとして指名停止などのペナルティがあります。

今のやり方は一般的ですか？

一般的かというと全てがしているかわかりませんが、県も同様な措置があると聞いています。

中村委員

事務局

竹下会長代理
事務局

中村委員
事務局

中村委員
事務局

竹下会長代理

事務局

竹下会長代理

西村委員

竹下会長代理

事務局

竹下会長代理

事務局
竹下会長代理

奥田委員

事務局

竹下会長代理

入札率として高くなると考えておられますか？

今回のように同日に3件ある場合、どれか1件だけの参加申込みを決めてもらいうより、ひとまず3件とも参加申込みできるようにしておく方が競争性が高くなりますし、参加者側にとって受注の機会が拡がるものと考えています。

本日は、松原会長はご欠席ですが、松原会長が抽出された数件の案件を見ると、失格者がなぜ多いのかということでの案件のものではないかと推察されると思います。

本当に受注したいのであれば失格者がそんに出ないはずなのに、中には8社のうち2社しか残らない、他は失格者というような案件もある。この点について、事務局はどう考えているのか？

この点については、今回の案件を見ていただきたいと思いますが、例えば、No.5 8 「福米中学校校舎増築電気設備工事」の入札結果ですが、最低制限価格ラインが2822万8千円ですが、失格したものはそれを数千円程度下回っての失格扱いとなったものです。これは、他の案件でも言えますが、最低制限価格ラインを読み解くにあたり、読みきれずにそれが数千円の違いとなり、結果として失格となったもので、これもやはり受注をまずしたいという激しい競争性から来たものと考えております。

では、次の行きたいと思いますが、西村委員の抽出されたNo.8 6 「埋蔵文化財センターグランド災害復旧工事」についてはどうでしょうか？

この案件については、さきほど論議したものと同様でなぜくじ引きとなつたのかという思いで抽出したもので、結構です。

それでは、次に移ってよろしいですか。

私の方からの要望ですが、さきほどもお話しましたが、入札に当って失格者の数が分かるように一覧表が作成してあるが、辞退者の数も分かるように次から資料作成をしていただきたい。なぜ辞退者が多い案件なのか審議できるようにしてほしい。

ご要望のような辞退者の数が分かるような形での資料を作成したいと思います。

ただ申し訳ありませんが、次の審議会からというお話をしたが、次の次の審議会からの資料にさせてもらえないでしょうか？と言いますのも、次の審議会案件は平成24年度下半期が対象となります。統計を取るまでのパソコン処理が今はそのような形には対応しておらず、手作業で全てすることになります。次の次の案件は、ちょうど年度替りとなり、システムを変更して統計がとれるようにしたいと思います。

よろしくお願ひしたい。辞退者の数が分からないと、1社しか入札参加者がいない事例が、辞退者が多数あっての結果なのか、はじめから1社なのか不明で審議が充分にできない。

ご要望に添うような形での資料提供は今後ともするつもりです。

では、次にNo.1 2 6 「平成24年度市営五千石住宅既設建物除却工事」について審議します。

この案件についても、最低制限価格を下回る失格者が多いのが気になった事例ですが、どうでしょうか？

これは内容的には解体工事です。この解体工事についての設計積算については、さきほど説明いたしました土木工事のようなその積算単価の多くが標準単価として公表されているのとは異なり、その形状、地形等によりある意味オーダーメード的な性格が強く、全てが標準単価で積算できるものではありません。そのため、市としても参考見積を何社からか取り、そこから積算単価等を算出していくことになっております。

そのため、なぜそうなかったのか理由が読みきれないところがありますが、独自積算をすることから各社にとっても算出金額がばらつきが出てきたものと思われます。また、この解体工事については、下請に発注する部分も相当あり、いわゆる下請いじめとかで低い金額で積算される可能性もある事例で、そのため適正な価格維持のため最低制限価格を設定したものです。

今の事務局の回答は必ずしも適切な回答とは思えない。今の話として下請いじめの防止効果があるような説明であったが、今回の入札で各社が出した工事内訳書を見ると、処分場を持っていない入札者が残土処分費とか移送費とかを計上するが、今回の落札したところは、それらの経費が安く抑えられている現状がある。結局、これらは下請けに対して負担を強いていることにならないか。

事務局	すみませんでした。私の先ほどの説明は、最低制限価格制度の意義として的一般論のものでした。今、ご指摘いただいたように今回の工事内訳書を見ると、下請保護として機能しているかと言われると説明にはなっていなかったと思います。
竹下会長代理	今回のこの事例について、なぜこんなに多数が最低制限価格ラインを下回ったのかの改めての推察ですが、さきほどの説明の冒頭でも言いましたが、理由が読みきれないというのが現実です。
西村委員	今回の工事内訳書を見ると、失格しないように最低制限価格ラインに近づけるため、一般管理費で調整しているようなんですね。この調整をしているようなことであれば、市民目線で見るなら、この最低制限価格があることで無駄な経費を払っていると感じざるを得ないものと思うんですね。
建築住宅課	その下請に発注する場合は、下請業者とは契約を結んでいるんでしょうか？市としてはその下請契約については、報告させたり契約書を提出させるなどはしているんでしょうか？
西村委員 建築住宅課 竹下会長代理 中村委員	500万円以上の下請発注をした場合には、下請報告書を市に提出してもらうことで、市としてはその状況を把握することにしております。
事務局	その金額内訳についても把握はできるものですか？
中村委員	はい。
事務局	では、次の案件に進みたいと思います。
竹下会長代理	業務委託案件でのG13、G15などは、資料としては建築士関係の設計業務のように思われ落札率も高いようですが、工事のように種別ごとの落札率は分かりますか？
事務局	すみません。測量、設計業務については、これまであまり件数が多くないことから単に業務委託として1本でまとめて落札率の統計を作っていました。
中村委員	今回のように業務委託でも対象案件が多いことから、今後は統計はもっと細分化したものに願いたいのですが。
事務局	了解しました。測量とか建築士関係とか種別での統計表としてまとめていきたいと思います。
竹下会長代理	ところで、指名表に記載してある業者欄の「×」の意味をもう一度確認したいのだが・・・。
事務局	これは、参加希望があった方でも、2割非指名制度により指名をしない業者という意味です。
竹下会長代理	この制度について改めて、No.126「平成24年度市営五千石住宅既設建物除却工事」の指名表を参考に説明させていただくと、この入札では参加希望者が基準数9に対して15社が応募ってきて応募者多数となったものです。
事務局	そのため、過去の工事成績や受注実績などを点数化し、点数の低い方から申込者数の2割、この場合は3社になりますが、この3社を指名から外すということで×がついております。
竹下会長代理	受注実績の欄がマイナスになっているのは、既に受注したことがあるということ？
事務局	そのとおりです。40点を持ち点として、受注金額に応じてマイナスになるので、40点のところはまだ受注したことがない会社です。
竹下会長代理	ちなみに、この受注実績というのは会社全体としてではなくその工種でのものです。大きな会社になると、建築も土木も電気も工事資格を持っていますが、あくまでも、そのときの入札に該当する工種のものだけ計算します。
中村委員 事務局	そろそろ時間が迫ってきましたが、何かありますでしょうか？要望的なものでもけっこうですが。
西村委員	建築関係の設計業務での入札は金額だけのことですか？内訳書とかは？
事務局 奥田委員 事務局	設計業務の入札は金額記載のみです。以前は、工事もそのようにしておりましたが、談合事件とか入札金額だけの辻褄合わせ的なものに対応するため、工事内訳書を添付するようになったものです。
竹下会長代理	今回の資料では、ホッチキスのとめる位置が悪く文字が隠れてしまっているところがあるので、注意してほしい。
西村委員	すみませんでした。次からは気をつけます。
事務局 奥田委員 事務局	入札において、入札書の各欄などの審査はしているんですか？
竹下会長代理	現時点では、入札金額の読み上げ、つまり総額だけの確認しかしておりません。もし、談合情報等があれば、工事内訳書も審査することがあります。現実的には、全ての入札において、細かく審査する余裕がないというのが実情です。

私としては、これまで要望してきたことを再度申し上げたいと思います。

まず辞退者数が分かるように別枠で集計してほしいということ。次に入札書の手書きは禁止すべきであること。次に辞退理由については辞退届に記入させるようにしてほしい。最後に、そろそろ2割非指名は不要とし全員を参加させれば良いのではないかという意見を持っております。

では、以上で本日の審議を終了させていただきます。

[午後5時終了]